休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

2018 年 1 月から『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(休眠預金等活用法)』が施行されております。この法律により、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金等(「休眠預金等」)については、最終異動日等から 10 年 6 カ月を経過する日までに、福邦銀行において公告を行ったうえで、預金保険機構へ移管させていただきます。

休眠預金等の定義などについては、以下の説明をご覧ください。

なお、お客さまの預金等を預金保険機構へ移管させていただいた後も、お客さまが所定のご請求手続きを行っていただくことで払出しすることができます。

【休眠預金等の定義】

- 1. 「休眠預金等」とは、最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。
- 2. 「預金等」とは、預金保険法の付保対象とされているなどの条件を満たした休眠預金等活用法の対象となる預金を表します。
- 3. 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①~④のうち最も遅い日をいいます。
 - ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
 - ② 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日(いわゆる満期日など)
 - ③ 金融機関が当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の金額等の事項を 通知した日(当該通知は最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金等について実施し、当該通知が当該預金者等 に到着した場合等に限り当該通知の発送日を最終異動日等とします)。
 - ④ 当該預金等について休眠預金等の対象の預金等に該当することとなった日
- 4. 「異動」とは、当該預金等に係る預金者等(またはその他関係者)がおこなう「引出」、「預入」、「振込」、「その他の事由」をいい、次のページにあるお取引が該当します。

異動に該当するお取引の一覧

平成30年1月1日現在

	法定異動事由	福邦銀行が認可を受けている異動事由						
預金等の種類		通帳			証書			
		発行	記 帳 ※3	繰越	発行	繰越	ご契約内容の変更など (※4)	お客さま情報の変更など (※5)
当座預金	- 引出 - 預入 - 振込の受入れ - 振込による払出し - 口座振替その他の事由による債権額の異動 - 手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求 - 預金者等による公告の対象となっている預金等に係る情報の提供の求め						1	_
普通預金 (※1) (※2)		0	0	0			1, 2	_
貯蓄預金		0	0	0			1	_
通知預金		0	0	0	0	0	①	_
納税準備預金		0	0	0			1)	_
定期預金(※2)		0	0	0	0	0	1	_
積立定期預金		0	0	0	0	0	1, 3	_
定期積金					0	0	1)	_
総合口座(※1)(※2)		0	0	0			1, 2	_
別段預金							1	_
財形預金		•	•			•		
マル優	休眠預金等活用法の対象ではございません							
譲渡性預金								

- (※1) 上表内の普通預金および総合口座には、決済用普通預金を含んでおります。
- (※2)「総合口座」は、その通帳内の商品(普通預金・各定期預金)のいずれかに"異動となるお取引"が生じた場合に、その通帳内の全ての商品に対して"異動となるお取引"が生じた ものとしてお取扱いをいたします。
- (※3) 平成 30 年 12 月 31 日以前の記帳取引については、異動事由とはなりません。
- (※4) 表内の①②③は以下の異動事由を示しております。
 - ①お客さまの申出による移管(取扱店の変更、但し平成31年1月1日以降に実施のもの)
 - ②お客さまの申出による預金種目の変更(決済用普通預金への変更や決済用普通預金からの変更、但し平成31年1月1日以降に実施のもの)
 - ③お客さまの申出による支払開始日の変更(平成31年1月1日以降に実施のもの)
- (※5) 福邦銀行が、お客さま情報(氏名や住所等)の変更を異動事由として認可を受けているお取引はございません。
 (異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が認可を受けることにより異動事由となるものがございます)

ご不明な点は、お取引店舗の福邦銀行窓口までお問合せください。